

委託事業に係る契約書フォーマット等の改正について

令和 4 年 3 月
大臣官房会計課

委託事業に係る契約書フォーマット（以下「契約書」という。）等の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

今後、入札公告、企画競争の公募を行うものから順次適用することとしておりますが、既に旧契約書にて入札公告又は企画競争の公募等が行われ、開札又は採択されている案件で、契約締結前のものについても、下記改正点をご確認いただき、新契約書による契約締結にご理解いただけますようお願いいたします。

● 契約書の改正点について

(1) 「グリーン購入法」関係条項の変更

第 2 条第 2 項（納入物の提出）に関する変更

国の環境物品等の調達に関する基本方針が、令和 4 年 2 月 25 日付けで変更閣議決定されたことによる変更。

(2) 「バイドール」関係条項の変更

① 第 25 条の 2（委託業務の成果に関する不正な流出の防止）の追加

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」の 2-2-4（1）技術情報等の流出防止において、従前から求めている守秘義務等の措置を、今般、契約書で要請するもの。

② 第 26 条（知的財産権の報告）、第 30 条（ノウハウの指定）に関する変更

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」について、令和 4 年 3 月に研究開発成果の取扱いの方針及び取扱いの報告等に関する改訂を行ったことに伴う変更。

・様式 1-1 による発明等報告書の提出を追加

・ノウハウの取扱いの明確化

③ 第 41 条（存続条項）の追加、第 6 条（再委託）第 4 項に関する変更

従前から、知的財産権に関する承認申請や報告等は契約期間終了後も受託者から提出いただいていたところ、今般、知的財産権に関する取決めが契約終了後も存続することにつき、確認的に、第 41 条を追加。再委託先に対しても、知的財産権に関する義務が存続することを確実に担保するため、第 6 条第 4 項を修正。

(3) 「情報セキュリティ」関係条項及び様式の変更、追加

内閣サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」（以下、「旧統一基準」という。）が令和 3 年 7 月 7 日付けで改定されて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」（以下、「新統一基準」という。）となったことを受けて、これに準拠するため、次の条項を変更。

①（情報セキュリティの確保）に係る、条項及び様式の変更

旧統一基準の名称が変更されたことにより、条項中の旧統一基準の名称を新統一基準の名称に変更。

②（情報システム等における情報セキュリティ対策）に係る、条項及び様式の変更、追加

・新統一基準で、「約款による外部サービス」の定義が削除され、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービスでは要機密情報を取り扱うことができないとされたことにより、これに準拠する規定に変更。

・「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（令和 2 年 1

月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定。令和3年9月27日一部改正)で、政府機関等がクラウドサービスを調達する際には、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とされたため、政府機関等からの委託先の者 (再委託先以降の者を含む) が委託事業においてクラウドサービスを調達する際にも、これを適用するための規定を追加。

(4) 「個人情報等の取扱い」関係条項の変更

個人情報保護委員会事務局が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関向け)」において、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として示されている、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」 (以下「指針」という。) における、「4-8-9 個人情報の取扱いの委託」において示す内容への対応。

(個人情報等の取扱い) に関する変更

- ・再委託先の事前承認申請対象について、「甲から預託された個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合」を、「個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合」に変更。
- ・受託業務における禁止行為について、「委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的 (特に明示がない場合は本契約の目的) の範囲を超えて使用すること。」を追加。
- ・契約内容の遵守状況及び委託先 (再委託先を含む。) における個人情報等の取扱い状況について、甲への定期的報告を追加。

●仕様書の改正点について

「情報セキュリティに関する事項」についての変更

上記「●契約書の改正点について (3) 情報セキュリティ関係の条項及 7 び様式の変更、追加」と同様に、仕様書に記載する「情報セキュリティに関する事項」の該当項目を変更。